

○土岐市どんぶり会館の設置及び管理に関する条例

平成28年3月29日

条例第18号

土岐市どんぶり会館の設置及び管理に関する条例(平成10年土岐市条例第16号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 美濃焼産業の発展及び観光の振興並びに地域の活性化に寄与するため、土岐市どんぶり会館(以下「会館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 会館の位置は、土岐市肥田町肥田286番地の15とする。

(事業)

第3条 会館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光情報及び地域情報の発信に関すること。
- (2) 住民と来訪者との交流の促進に関すること。
- (3) 美濃焼の展示及び販売並びに飲食物その他の物品の販売に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要と認められる事業

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に会館の管理を行わせる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会館の維持管理に関する業務
- (2) 第3条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、この条例及び土岐市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年土岐市条例第1号)の定めるところに従い、適正に会館の管理を行わなければならない。

(開館時間)

第7条 会館の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(休館日)

第8条 会館の休館日は、毎月5日以内の日数を定めるものとし、指定管理者が市長の承認を得て定める。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項の規定により定めた休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(遵守義務)

第9条 会館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会館の施設、設備、資料等を毀損し、又は汚損しないこと。
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
- (4) 承認を受けないで展示品の撮影、模写、模造等の行為をしないこと。
- (5) 承認を受けないで物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。
- (6) 承認を受けないで火気又は危険物を取り扱わないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示する事項

2 指定管理者は、前項の規定に違反した者がいるときは、その行為をやめさせ、これに従わないときは、会館から退去を命ずることができる。

(損害賠償義務)

第10条 故意又は過失により会館の建物又は付属設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその責めに帰することができない特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。